

代表執行役決定書
Determination of the Chief Executive Officer

会社法第416条第4項の規定に基づき、2026年10月13日付の当社取締役会の決議によって、取締役会より適法に委任された代表執行役CEOの権限により、下記のとおり、2031年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」という。）の発行について決定しました。

記				
(1)	決	定	日	2026年10月13日
(2)	決	定	者	代表執行役CEO サイモン・ゲロヴィッチ
(3)	決	定	事 項	会社法第238条第1項に基づく本新株予約権付社債の発行に係る募集事項の決定
(4)	決	定	内 容	別紙の発行要項に記載のとおり本新株予約権付社債の発行を行うことを決定する。

Pursuant to the authority duly delegated by the resolution of the Board of Directors dated 13 October, 2026, in accordance with the provision of Article 416, Paragraph 4 of the Companies Act of Japan, I, as the Chief Executive Officer of Metaplanet Inc., hereby determined to issue the Zero Coupon Convertible Bonds due 2031 (the “Bonds”) as follows.

(1)	Date of determine	13 October, 2026
(2)	Person of determine	Chief Executive Officer Simon Gerovich
(3)	Content of determination	Determination of the offering conditions for the issuance of the Bonds under Article 238, Paragraph 1 of the Companies Act
(4)	Detail of determination	Determination to issue the Bonds in accordance with the terms and conditions set forth in the Exhibit

以上

2026年10月13日
13 October, 2026

東京都港区六本木六丁目10番1号
株式会社メタプラネット
代表執行役CEO サイモン・ゲロヴィッチ

Simon Gerovich
Chief Executive Officer

2031 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

発 行 要 項

1. 種 類

当社がThe Bank of New York Mellon, London Branch（以下「受託会社」という。）との間で2026 年 10 月 29 日（予定）（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）付をもって締結する信託証書（以下「信託証書」という。）に基づき発行する 2031 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、英国法上の記名式の新株予約権付社債券（以下「本新株予約権付社債券」という。）を発行するものとし、本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。

3. 本新株予約権付社債券の数

発行する本新株予約権付社債券の数は 5,200 枚とし、各本新株予約権付社債につき 1 枚の本新株予約権付社債券を発行する。なお、最終券面を発行するまで、本新株予約権付社債の総額に係る英国法上の大券 1 枚を発行する。また、代替新株予約権付社債券（本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。）を発行することがある。

4. 本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）

本社債の額面金額の 102.5%

5. 本社債に関する事項

（1）本社債の総額

520 億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額

（2）各本社債の額面金額

1,000 万円とする。なお、上記 3 記載の大券の場合は、当該大券に関する本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額とする。

（3）本社債の払込金額

本社債の額面金額の 100.0%

（4）本社債の払込期日及び発行日

2026 年 10 月 29 日

（5）本社債の満期償還

2031 年 10 月 29 日（償還期限）に本社債の額面金額の 100%で償還する。

（6）本社債の繰上償還

（イ）当社の選択等による繰上償還

①160%コールオプション条項による繰上償還

当社は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）が、30連続取引日（以下に定義する。）のうち20取引日において当該各取引日に適用のある下記6（6）（ロ）記載の転換価額の160%以上であった場合、当該30連続取引日の末日から30日以内に本新株予約権付社債の保有者（以下「本新株予約権付社債権者」という。）に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、2029年10月29日以降、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

②クリーンアップ条項による繰上償還

本②の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%を下回った場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。

③税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が下記7（1）記載の追加額の支払義務を負う旨及び当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社に了解させた場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき下記7（1）記載の追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は下記7（1）記載の公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。

④組織再編等による繰上償還

組織再編等（以下に定義する。）が生じたが、（a）下記6（11）（イ）記載の措置を講じることができない場合、又は（b）承継会社等（下記6（11）（イ）に定義する。）が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が受託会社に対して交付した場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、東京における14営業日以上前に通知したうえで、当該通

知において指定した償還日（かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、（i）各本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）から各本社債の額面金額の100%の価額を差し引いた額に、（ii）上記償還日（同日を含む。）から償還期限（同日を含まない。）までの日数を払込期日（同日を含む。）から償還期限（同日を含まない。）までの日数で除した数を乗じ、これを各本社債の額面金額の100%の価額に加えた額で繰上償還するものとする。

「組織再編等」とは、当社の株主総会決議（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議又は取締役会の委任に基づく執行役の決定）により（i）当社と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）、（ii）資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。）、（iii）会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。）、（iv）株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）又は（v）その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債若しくは本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に取り受けられることとなるものが承認されることをいう。

⑤上場廃止等による繰上償還

（i）金融商品取引法に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、（ii）当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、（iii）当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ、（iv）公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合（以下「上場廃止事由」という。）、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から14日以内に）本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、（i）各本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）から各本社債の額面金額の100%の価額を差し引いた額に、（ii）上記償還日（同日を含む。）から償還期限（同日を含まない。）までの日数を払込期日（同日を含む。）から償還期限（同日を含まない。）までの日数で除した数を乗じ、これを各本社債の額面金額の100%の価額に加えた額で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨又はスクイーズアウト事由（下記⑥に定義する。）

を生じさせる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本⑤記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等又はスクイーズアウト事由が当該取得日から 60 日以内に生じなかった場合には、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該 60 日間の最終日から 14 日以内に）本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が本⑤記載の償還義務及び上記④又は下記⑥記載の償還義務の両方を負うこととなる場合には、上記④又は下記⑥の手続が適用されるものとする。

⑥スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする当社の定款の変更の後に、当社普通株式の全てを取得する旨の当社の株主総会決議がなされた場合、当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求を承認する旨の当社の取締役会決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に）本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る効力発生日より前で、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。但し、当該効力発生日が当該通知の日から東京における14営業日目の日よりも前の日となる場合には、かかる償還日は当該効力発生日よりも前の日に繰り上げられる。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、（i）各本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）から各本社債の額面金額の100%の価額を差し引いた額に、（ii）上記償還日（同日を含む。）から償還期限（同日を含まない。）までの日数を払込期日（同日を含む。）から償還期限（同日を含まない。）までの日数で除した数を乗じ、これを各本社債の額面金額の100%の価額に加えた額で繰上償還するものとする。

⑦当社が上記①乃至⑥のいずれかに基づく繰上償還の通知を行った場合には、以後他の事由に基づく繰上償還の通知を行うことはできない（但し、上記③において繰上償還を受けないことが選択された本社債を除く。）。

また、当社が上記④若しくは⑥に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は上記⑤（i）乃至（iv）記載の事由が発生した場合には、以後上記①乃至③のいずれかに基づく繰上償還の通知を行うことはできない。

（ロ）本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、2029年10月29日（以下「本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還日」という。）に、その保有する本社債を額面金額の100%の価額で繰上償還

することを当社に対して請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本新株予約権付社債権者は、本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還日に先立つ30日以上60日以内の期間中にその所持する本新株予約権付社債券を所定の様式の償還通知書とともに下記(10)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託することを要する。

但し、当社が上記(イ)①乃至⑥のいずれかに基づく繰上償還の通知を行った場合、本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還日前に当該通知が行われている限り、当該通知と本(ロ)に基づく通知の前後にかかわらず、本(ロ)に優先して上記(イ)①乃至⑥に基づく繰上償還の規定が適用される。

(7) 償還の場所

下記(11)記載の名簿管理人又は下記(10)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人の所定の営業所において支払う。

(8) 買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

(9) 本社債の利率並びに利息支払の方法及び期限

本社債には利息は付さない。

(10) 本新株予約権付社債に係る支払・新株予約権行使請求受付代理人

The Bank of New York Mellon, London Branch (主支払・新株予約権行使請求受付代理人)

(11) 本新株予約権付社債に係る名簿管理人

The Bank of New York Mellon SA/NV, Dublin Branch

(12) 本社債の担保又は保証

本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

(13) 期限の利益の喪失

信託証書又は本社債の規定の不履行又は不遵守その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当社に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当社は、本社債につき期限の利益を失い、残存本社債の全部をその額面金額に経過利息（もしあれば）を付して直ちに償還しなければならない。

(14) 社債管理者

本社債については、社債管理者を定めない。

6. 本新株予約権に関する事項

(1) 発行する本新株予約権の総数

5,200 個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を 1,000 万円で除した個数の合計数

(2) 本社債に付する本新株予約権の数

本社債に付する本新株予約権の数は、本社債の額面金額 1,000 万円につき 1 個とする。

(3) 本新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(4) 本新株予約権の割当日

2026 年 10 月 29 日

(5) 本新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数

(イ) 種類及び内容

当社普通株式（単元株式数 100 株）

(ロ) 数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(6)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

(イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(ロ) 転換価額は、当初、当社の代表執行役が、下記 13 記載の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する（以下「当初転換価額」という。）。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と下記 10 記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日における当社普通株式の終値に 1.0 を乗じた額を下回ってはならない。

(ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、剰余金の配当、当社普通株式の時価

を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合、組織再編等、上場廃止事由又はスクイーズアウト事由その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

（７）本新株予約権を行使することができる期間

2026 年 11 月 12 日から 2031 年 10 月 15 日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。但し、①上記 5（６）（イ）①乃至⑥記載の当社の選択等による本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における 3 営業日前の日まで（但し、上記 5（６）（イ）③において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②上記 5（６）（ロ）記載の本新株予約権付社債権者の選択による本社債の繰上償還がなされる場合は、償還通知書が上記 5（10）記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、③上記 5（８）記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また④上記 5（13）記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2031 年 10 月 15 日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から 14 日以内に終了する 30 日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日（又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第 151 条第 1 項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下「株主確定日」と総称する。）の東京における 2 営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における 3 営業日前の日）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

（８）その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

（９）本新株予約権の行使の効力

上記 5（10）記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人に本新株予約権付社債券及びその他行使請求に必要な書類が預託され、かつ、その他行使請求に必要な条件が満足された日の午後 11 時 59 分（ロンドン時間）（日本時間では翌暦日）に、本新株予約権の行使の請求があったものとみなされ、本新株予約権の行使の効力が発生する。

(10) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i) その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii) そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii) 当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して上記 5 (6) (イ) ④ (b) 記載の証明書を交付する場合には、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

①新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

②新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、承継会社等が当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記(6)(ハ)と同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定

める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日（場合によりその 14 日後以内の日）から、上記(7)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

⑨その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(12) 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と

本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

7. 特 約

(1) 追加支払

本社債に関する支払につき現在又は将来の日本国又はその他の日本の課税権者により課される公租公課を源泉徴収又は控除することが法律上必要な場合、当社は、一定の場合を除き、本新株予約権付社債権者に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるために必要な追加額を支払う。

(2) 担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社又は当社の主要子会社（本新株予約権付社債の要項に定義される。）は、(イ)外債（以下に定義する。）に関する支払、(ロ)外債に関する保証に基づく支払又は(ハ)外債に関する補償その他これに類する債務に基づく支払を担保することを目的として、当該外債の所有者のために、当社又は当社の主要子会社の現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存続させないものとする。但し、あらかじめ又は同時に(a)かかる外債、保証若しくは補償その他これに類する債務に付された担保と同じ担保を、受託会社の満足する形若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された形で、本新株予約権付社債にも付す場合又は(b)その他の担保若しくは保証を、受託会社が完全な裁量の下に本新株予約権付社債権者にとって著しく不利益でないと判断する形若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された形で、本新株予約権付社債にも付す場合は、この限りでない。

本項において、「外債」とは、社債、ディベンチャー、ノートその他これに類する期間1年超の証券のうち、(i)外貨払の証券若しくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券又は円貨建でその額面総額の過半が当社若しくは当社の主要子会社により若しくは当社若しくは当社の主要子会社の承認を得て当初日本国外で募集される証券であって、かつ(ii)日本国外の証券取引所、店頭市場若しくはこれに類するその他の市場で、相場が形成され、上場され若しくは通常取引されるもの又はそれを予定されているものをいう。

8. 準拠法

英国法

9. 発行場所

連合王国ロンドン市

10. 募集方法

Merrill Lynch Internationalを単独ブックランナー兼主幹事引受会社とする幹事引受会社（以下「幹事引受会社」という。）の総額買取引受けによる欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集。

11. 上 場

本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

12. 発行可能株式総数の留保

当社は、未行使の本新株予約権の全部が行使された場合に発行される可能性のある株式数を常時当社の発行可能株式総数から発行済株式（当社が保有するものを除く。）の総数を控除して得た数の中に留保する。

13. 条件等決定及び諸契約書に関する承認及び授権

当社の代表執行役に対し、上記6(6)(ロ)記載の当初転換価額を上記6(6)(ロ)記載の範囲で決定する権限を付与する。また、本取締役会に提出された様式の本新株予約権付社債に関する引受契約書案、信託証書案及び代理契約書案を承認し、当社の代表執行役及び代理人のそれぞれに対し、必要な修正を加えたうえで当該各契約書を作成し、これに署名して交付し、その他本新株予約権付社債の発行及び募集に関し必要な一切の行為をなし、これに付随して必要な事項を決定する権限を付与する。さらに、当社の代表執行役が信託証書に添付の様式による本新株予約権付社債の大券及び本新株予約権付社債券に自署又は複写式による署名を付し、これを交付することを承認する。また、当社の代表執行役及び代理人のそれぞれに対し、当社の代表執行役又は代理人が必要と考える証券取引所に本新株予約権付社債を上場することを決定し、当該上場に関し必要な一切の行為をなし、これに付随して必要な事項を決定する権限を付与する。

14. 目論見書に関する承認及び授権

本取締役会に提出された様式の本新株予約権付社債に関する仮目論見書の案文を承認する。また、当社の代表執行役及び代理人のそれぞれに対し、上記案文に必要な修正を加えたうえで上記仮目論見書を作成し、幹事引受会社に交付する権限を付与し、幹事引受会社がこれを本新株予約権付社債の募集に関し使用することを承認する。さらに、当社の代表執行役及び代理人のそれぞれに対し、上記仮目論見書に必要な修正を加えたうえで本目論見書を作成し、幹事引受会社に交付する権限を付与し、幹事引受会社がこれを本新株予約権付社債の募集に関し使用することを承認する。

15. 幹事引受会社の対価

幹事引受会社に対して引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）と幹事引受会社が当社に払い込む金額である本新株予約権付社債の払込金額の差額を幹事引受会社の対価とする。

16. 資金の使途

本新株予約権付社債の発行による手取金約519億円の使途は、以下を予定している。

具体的な使途	金額（億円）	支出予定時期
①借入金の返済	236	2026年11月
②自己株式の取得	最大283	2026年10月～2026年12月
合計	519	—

（注）②に未充当額が生じた場合には、本文に記載のとおり、追加の市場買付けによる自己株式の

取得又は借入金の返済に充当する予定である。

① 借入金の返済

当社は、最大8億米ドルを上限とする、ビットコインを担保としたクレジット・ファシリティ契約（以下「本クレジット・ファシリティ」という。）を締結しており、2026年9月30日現在において約6.5億米ドルの借入を実施している。本クレジット・ファシリティに係る借入金の一部返済（株式会社メタプラネット証券の株式取得に要した資金として活用した借入金の返済を含む。）に充当し、本クレジット・ファシリティに基づく借入残高の対BTCNAV（当社が保有するビットコインの時価純資産）の比率を引き下げることにより、上記の目安とする水準に向けて、ビットコインを担保とする借入への依存度の低減を図る。なお、本新株予約権付社債の発行額は借入金の返済額を上回るため、本新株予約権付社債の発行により当社の負債総額自体は増加する。一方で、担保提供を伴う借入金の一部を、無担保、ゼロ・クーポンかつ株式への転換可能性を有する長期資金に置き換えることにより、金利にかかる現金流出を抑制するとともに、ビットコインの担保提供を伴う借入への依存度を低減し、負債構成の改善及び財務上の柔軟性の確保を図ることを企図している。本クレジット・ファシリティは、主としてビットコインの取得を目的として活用してきた借入であり、その返済により、本クレジット・ファシリティの利用余力も回復することとなる。これにより、将来の資金需要に備えるとともに、市場環境や財務状況等を踏まえ、ビットコインの追加取得、M&Aその他の戦略的な投資機会が生じた場合にも、より機動的かつ柔軟に対応し得る財務余力及び資金調達余力を確保することにつながると考えている。

そこで、本新株予約権付社債の手取金のうち236億円については、かかる借入金の返済に充当する予定である。

② 自己株式の取得

当社グループの資本政策において、自己株式の取得については、財務状況及び株価水準等を総合的に勘案し、資本効率及び1株当たりBTC保有量の向上を図る観点から、適宜機動的に実施することとしている。

当社は、本新株予約権付社債の発行に関連して、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を利用した最大253億円の自己株式の取得を、本新株予約権付社債の払込期日前に実施することを予定している。当該自己株式取得については、本新株予約権付社債の手取金を受領するまでの間、手元資金及び必要に応じて借入金を用いて実施する予定である。

このため、本新株予約権付社債の手取金のうち最大約253億円については、当該自己株式取得に充当した手元資金の補填又は当該自己株式取得のために調達した借入金の返済に充当する予定である。

また、自己株式取得に係る資金使途の総額283億円のうち、上記253億円を超える最大30億円については、当社のキャピタル・アロケーション・ポリシーに基づき、追加の市場買付けによる自己株式の取得に充当する予定である。

なお、ToSTNeT-3による自己株式の取得総額が253億円を下回った場合には、その未充当分に

についても、当社のキャピタル・アロケーション・ポリシーに基づき、追加の市場買付けによる自己株式の取得に充当する予定である。ただし、株価及びmNAV（企業価値を保有するビットコインの時価純資産で除した倍率指標をいう。）の水準により自己株式の取得金額は変動するため、自己株式の取得金額が予定金額に満たない場合には、当該未充当額を借入金（本クレジット・ファシリティ）の返済に充当し、市場環境に応じて機動的な資金調達を行い得る財務上の柔軟性を確保する方針である。

17. 本新株予約権付社債の募集及び発行は、未決定事項の決定並びに日本及びその他関係諸国における各種の法令に基づく届出及び許認可の取得を条件とする。